

水質検査項目及び基準値(令和2年4月現在)

番 号	項 目	基 準 値	新設	定期検査
1	一般細菌	100個/ml以下	●	●
2	大腸菌	検出されないこと	●	●
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	●	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	●	○
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	●	○
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	●	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	●	○
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	●	○
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	●	●
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01 mg/L以下	●	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	●	●
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	●	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	●	○
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	●	○
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	●	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	●	○
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	●	○
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	●	○
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	●	○
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	●	○
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	○	○
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	○	○
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	○	○
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○	○
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	○	○
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	○	○
27	総トリハロメタン(クロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの 濃度の総和)	0.1 mg/L以下	○	○
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	○	○
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	○	○

番 号	項 目	基 準 値	新 設	定 期 検 査
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	○	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	●	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	●	○
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	●	○
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	●	○
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	●	○
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	●	○
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	●	○
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	●	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	●	○
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	○	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	○	○
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	●	○
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	●	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	●	●
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	●
48	味	異常でないこと	●	●
49	臭気	異常でないこと	●	●
50	色度	5度以下	●	●
51	濁度	2度以下	●	●

● 必要項目 ○ 必要に応じて検査すべき項目

注) 項目及び基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)による